

I 「新宿区学校選択制度検討協議会」の設置

新宿区学校選択制度検討協議会は、「未就学児の増加傾向や子どもの安全・安心への配慮の高まり、地域との連携による学校づくりなど、時代に対応した教育環境を整備するため、学校選択制度について検討を行う」ことを目的として設置された協議会である。

学識経験者、地域関係団体代表、区立幼稚園・学校等に通う児童・生徒の保護者代表、私立幼稚園長代表、区立保育園長代表、学校長代表、教育に従事する区職員で構成されており、「学校選択制度に関すること」及び「学校選択制度に関することのほか、協議会が特に必要と認める事項」を協議事項としている。

平成28年5月30日に「学校選択制度に関連する事項について」の諮問を受け、5月から11月にかけて、全7回にわたる検討を行い、答申を取りまとめた。

なお、協議会の設置要綱、構成員、検討の経過並びに新宿区教育委員会からの諮問については、資料1から資料4のとおりである。

II 新宿区の「学校選択制度」

学校選択制度の検討にあたっては、協議会として、共通の認識を持つために、まず、就学のしくみと新宿区における学校選択制度の状況についての確認を行った。

1 就学のしくみと学校選択制度の概要

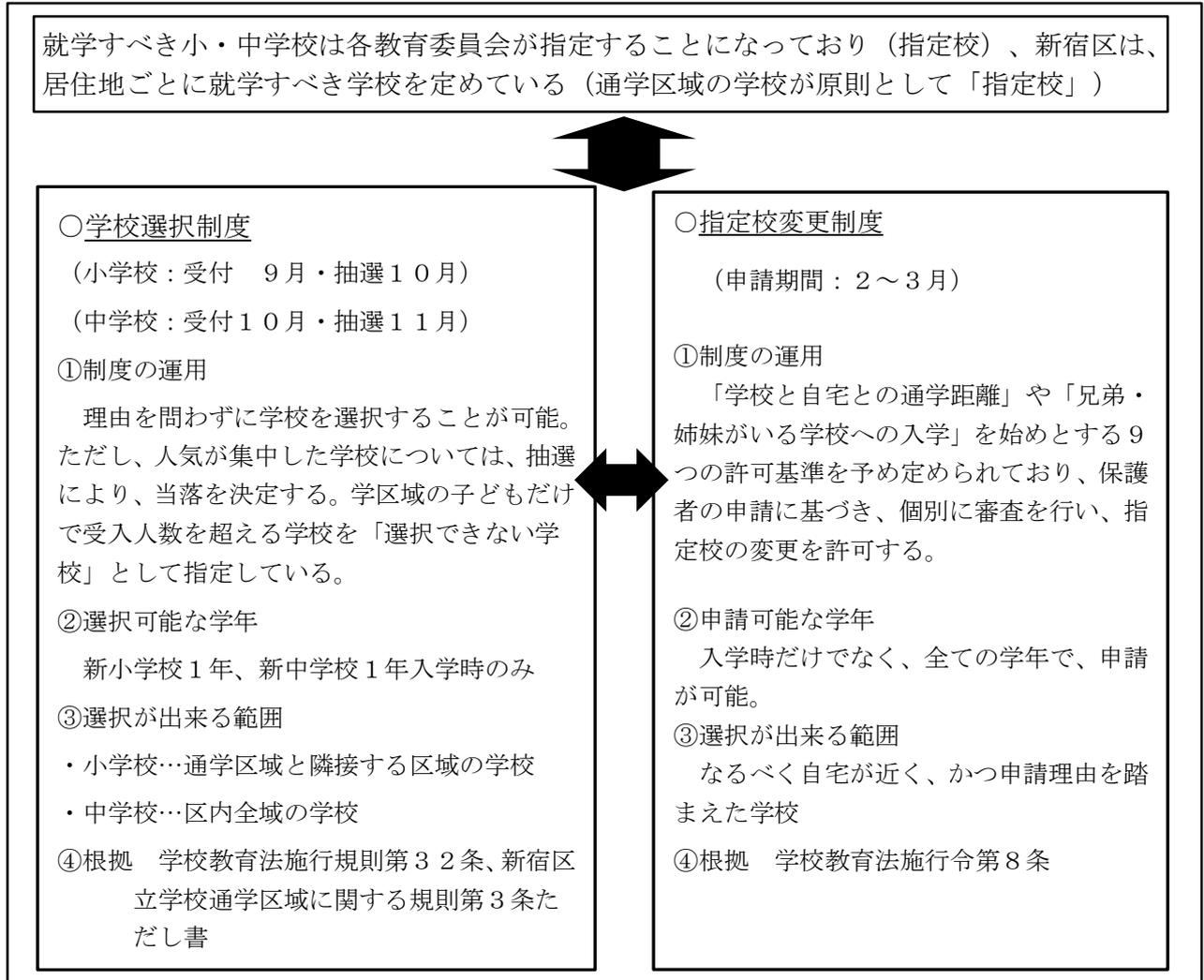
区立小・中学校への就学は教育委員会が指定することとされており、居住地ごとに、小・中学校の通学区域は定められ、通学区域内にある学校が「指定校」とされている。

新宿区では「指定校」以外の学校に就学するしくみとして、「指定校変更制度」と「学校選択制度」の2つの制度が運用されている。

「指定校変更制度」は、特定の理由に基づき、保護者が申請を行い、教育委員会が許可した場合に「指定校」以外の学校に就学することができる学校教育法施行令第8条に基づく制度である。

また、「学校選択制度」は、区立小・中学校に入学する新1年生の保護者や児童生徒が自らの意思で学校を選択できることや、学校が「特色ある教育活動」「開かれた教育活動」を推進することを目的に、平成16年度入学時から導入された制度であり、小学校では通学区域と隣接する区域の学校、中学校では区内全域の学校を選択できるしくみとして運用されている。

図表1 就学のしくみ



2 「学校選択制度」の導入と成果

（1）学校選択制度の導入

平成9年の文部省通知「通学区域制度の弾力的運用について」を契機に、多くの自治体で「学校選択制度」が導入された。新宿区では、平成13年度に実施したアンケートで、通学区域のより一層の弾力的運用や「学校選択制度」の導入を望む意見が多く寄せられたことから、平成14年度に「新宿区の通学区域制度を考える懇談会」が設置され、「学校選択制度」の導入に対するパブリックコメントも行われた。その上で、平成15年に学校教育法施行規則が改正されたことに伴い、平成16年度入学時から「学校選択制度」が導入されることとなった。

（2）学校選択制度の成果

図表2に示すとおり、制度導入以来、小学校・中学校とも、多くの保護者・児童生徒がこの制度を利用し、選択希望を生かした入学を果たしている。また、導入趣旨であった「特色

ある教育活動」については、少人数指導や保幼小の連携、地域の伝統文化理解など、様々な教育活動が各小・中学校で行われてきており、「開かれた学校づくり」についても、学校公開の促進やホームページの充実、図書ボランティアや講師としての地域人材の学校活動への参画、防災訓練での地域との連携など、各学校では着実に取り組みが進められている。

図表 2 学校選択制度利用率

学校種別	項目	16年度 新入学	17年度 新入学	18年度 新入学	19年度 新入学	20年度 新入学	21年度 新入学	22年度 新入学	23年度 新入学	24年度 新入学	25年度 新入学	26年度 新入学	27年度 新入学	28年度 新入学
小学校	就学予定児童数 (8月初旬)(A)	1,513	1,598	1,720	1,627	1,660	1,549	1,537	1,634	1,543	1,655	1,697	1,735	1,844
	選択による入学を希望 (9月末)(B)	339	351	387	403	412	372	409	432	398	342	301	261	267
	学校選択票申請率 (B) / (A)	22.4%	22.0%	22.5%	24.8%	24.8%	24.0%	26.6%	26.4%	25.8%	20.7%	17.7%	15.0%	14.5%
	抽選で補欠となったが、 繰上がらなかった者数 (1月末)(C)	0	75	51	10	56	44	51	60	149	92	87	34	100
	学校選択制度利用率 (B) - (C) / (A)	22.4%	17.3%	19.5%	24.2%	21.4%	21.2%	23.3%	22.8%	16.1%	15.1%	12.6%	13.1%	9.1%
中学校	就学予定生徒数 (9月初旬)(A)	1,558	1,480	1,629	1,617	1,534	1,475	1,458	1,569	1,552	1,541	1,557	1,517	1,528
	選択による入学を希望 (10月末)(B)	290	319	347	367	428	375	461	401	373	353	372	326	284
	学校選択票申請率 (B) / (A)	18.6%	21.6%	21.3%	22.7%	27.9%	25.4%	31.6%	25.6%	24.0%	22.9%	23.9%	21.5%	18.6%
	抽選で補欠となったが、 繰上がらなかった者数 (2月中旬)(C)	0	29	16	21	0	13	10	95	67	69	59	41	36
	学校選択制度利用率 (B) - (C) / (A)	18.6%	19.6%	20.3%	21.4%	27.9%	24.5%	30.9%	19.5%	19.7%	18.4%	20.1%	18.8%	16.2%

3 学校選択制度を取り巻く状況の変化

このように、一定の成果を上げてきた新宿区の「学校選択制度」であるが、近年、就学前人口の増加や安全・安心への意識の高まり、地域との連携による学校づくりなど、小・中学校と「学校選択制度」を取り巻く状況は、大きく変化している。

(1) 小学校における35人以下学級の導入と就学前人口の増加

「学校選択制度」は、各学校の普通教室等の状況を勘案し、受け入れ可能数を決定するしくみとなっている。制度導入後、平成23年度新入学時までは、小学校・中学校とも普通教室数は比較的余裕があり、一部の抽選校を除けば、概ね選択希望校に入学することが可能であった。また、兄弟姉妹を同じ学校に入学させたいという保護者の希望を踏まえる趣旨から、兄弟が既に在学している場合は抽選時に優先される取り扱いがされており、兄弟が既に在学している選択希望者のほぼ全員が選択希望校に入学することが可能であった。

しかし、40人以下を上限とした人数で学級編成を行っていた小学校について、平成24年度の新入学から、1年生については1学級の上限を35人以下とする制度が導入され、新入学

時における選択希望者の受入可能人数が以前と比較して大きく減少することになった。さらに、抽選となる学校（以下「抽選校」という）が毎年増加する傾向にあったことから、平成25年4月入学時から、小学校では「選択出来ない学校」が指定されることとなるとともに、「兄弟姉妹優先」の措置が段階的に廃止されることとなった。

その後も小学校では、「抽選校」や「選択出来ない学校」は増加しつつあり、平成26年度には、小学校29校中16校が「抽選校」や「選択出来ない学校」となり、年度により校数の増減はあるものの、平成29年度入学まで、こうした状況が続いている。（図表5・9頁）

一方、新宿区の作成した「住民基本台帳に基づく新宿区将来人口推計」によれば、就学前人口は今後も増加が見込まれており、「抽選校」や「選択出来ない学校」が一層増え、新宿区全体でみた場合、公平な制度の運営ができなくなる事態が懸念される。（図表6・10頁）

なお、中学校においては、特定の学校が「抽選校」となる状況が続いているものの、毎年、そうした学校数が増えている小学校とは異なる状況にある。また、「住民基本台帳に基づく新宿区将来人口推計」を見ても、小学校より遅れて、入学前の12歳人口は増加する状況にあり、当面、大きな影響はないものの、引き続き、生徒数や人口動態について、注視していく必要がある。（図表11・23頁、図表12・24頁）

（2）子どもの安全・安心の確保、地域との連携による学校づくり

新宿区内では、平成27年には7,940件の刑法犯罪が発生している。発生件数は減少傾向にあるものの、教育委員会、各小・中学校、PTA、町会・自治会、地区青少年育成委員会、警察署などの連携により、通学路の安全点検や防犯カメラの設置、子ども安全ボランティア活動の推進など、様々な子どもの安全対策が進められている。また、平成23年3月の東日本大震災の影響などもあって、安全・安心に対する関心は高まっており、学校ごとの地域安全マップづくりが行われているほか、平成26年度からは、中学生と地域との防災訓練も進められてきている。

さらに、「地域協働学校」の取り組みが計画的に進められている。この取り組みは、これまでの学校と家庭・地域との協力体制をベースにしながら、保護者や地域の住民などが学校運営や学校評価に参加し、地域に根差した学校づくりを進め、学校と地域をつなぐ人材の活用を図り、地域が学校を支援するしくみであり、平成29年度には、区内のすべての小・中学校が「地域協働学校」に指定される予定である。

学校選択制度の検討にあたっては、こうした取り組みについても留意していくことが必要である。

Ⅲ 検討の進め方

平成28年5月30日開催した第1回「協議会」では、検討の進め方について、意見交換を行い、次の内容で検討を進めていくことを確認した。

- ①具体的な検討にあたって、保護者、中3生徒（本人）、学校長、PTA、スクールコーディネーター、保育園・子ども園・幼稚園長、町会・自治会、青少年育成委員会などへのアンケートを実施していくこと。
- ②小学校と中学校では、選択が希望できる学校の範囲や、「抽選校」及び「選択出来ない学校」の状況、学齢に応じた成長過程など、様々な点で異なる状況にある。そのため、小学校と中学校を切り分けて、議論を行っていくこと。
- ③平成30年4月の入学手続きに反映させるため、概ね平成28年11月末までに答申を取りまとめる必要があること。

Ⅳ 保護者などへのアンケートの実施

検討の基礎資料とするため行ったアンケートの実施概要については、次のとおりである。

1 実施期間 平成28年6月29日（水）から7月13日（水）まで

2 対象者

- 保護者（小1・中1・未就学児（5歳児）・小6保護者・中3）及び中3生徒（本人）
- 小・中学校教職員（学校長・副校長・担任）、小・中学校スクールコーディネーター
- 小・中学校・幼稚園PTA（会長・副会長）
- 保育園・子ども園・幼稚園長
- 町会・自治会（会長）、青少年育成委員会（会長・副会長）

3 主な設問

- どのような考え方で学校を選んだか
- 入学にあたり「学校選択制度」を利用した（する）か
- PTA活動・学校行事・地域活動への参加の状況
- 「学校選択制度」が導入されたことで保護者や地域にとって良かった点
- 「学校選択制度」が導入されたことで保護者や地域にとって課題となっている点
- 学校選択制度以外にも特別な事情の下で学校を変更できる「指定校変更制度」のしくみを知っているか

- 最近の学校を巡る状況を踏まえた上での今後の「学校選択制度」のあり方
- 自由意見 等

4 実施状況

図表3 アンケート実施状況

対象者	送付数 (件)	回収数 (件)	回収率 (%)
小1保護者	1, 584	1, 301	82.1
中1保護者	854	704	82.4
未就学児 (5歳児) 保護者 *	311	190	61.1
小6保護者 *	621	506	81.5
中3生徒 *	407	351	86.2
中3保護者 *	407	294	72.2
小・中学校長、副校長	78	78	100.0
小・中学校担任 *	160	143	89.4
小学校・中学校・幼稚園PTA (会長・副会長)	124	107	86.3
小・中学校スクールコーディネーター	39	36	92.3
保育園・子ども園・幼稚園長 *	46	43	93.5
町会・自治会 (会長)	200	128	64.0
青少年育成委員会 (会長・副会長)	20	16	80.0
【合計】	4, 851	3, 897	80.3

*印の対象はサンプリング調査

実施状況の詳細については、資料5のとおり

5 主な回答内容

- (1) 小学校関係のアンケート集約結果について (概要) 資料6-1・2・3のとおり
- (2) 中学校関係のアンケート集約結果について (概要) 資料7-1・2・3のとおり
- (3) 小学校関係のアンケートの主な自由意見について 資料8のとおり
- (4) 中学校関係のアンケートの主な自由意見について 資料9のとおり
- (5) 「特色ある教育活動の推進」「開かれた学校づくり」について (概要)
資料10-1・2のとおり
- (6) 「小学校・中学校と関わりのある町会・自治会、青少年育成委員会の活動について (概要)
資料11のとおり

V 小学校の「学校選択制度」の検討

小学校の「学校選択制度」の検討にあたっては、協議会として、次の内容を確認し、具体的な検討を行った。

- ①小学校の「学校選択制度」の利用状況の推移
- ②「抽選校」・「選択できない学校」の状況の推移
- ③新宿区地域別将来人口推計（6歳人口）
- ④小学校の「学校選択制度」における23区の状況
- ⑤「学校選択制度」と「指定校変更制度」の流れ、「指定校変更基準」、「指定校変更制度」の利用状況の推移（新1年生）
- ⑥「子どもの安全・安心」の確保、地域との連携による学校づくり
- ⑦アンケートの集約結果

1 小学校の「学校選択制度」の利用状況

平成16年度の「学校選択制度」導入以降、「学校選択制度」の利用状況については、図表4に示すように推移している。

図表4 小学校の「学校選択制度」の利用状況の推移

学校	項目	16年度 新入学	17年度 新入学	18年度 新入学	19年度 新入学	20年度 新入学	21年度 新入学	22年度 新入学	23年度 新入学	24年度 新入学	25年度 新入学	26年度 新入学	27年度 新入学	28年度 新入学		
小学校	① 受入可能数	2,440	2,560	2,600	2,480	2,480	2,480	2,400	2,360	2,030	1,995	2,030	2,030	2,030		
	② 就学予定児童数（8月初旬）	1,513	1,598	1,720	1,627	1,660	1,549	1,537	1,634	1,543	1,655	1,697	1,735	1,844		
	③	選択を希望せず（9月末）	1,174	1,247	1,333	1,224	1,248	1,177	1,128	1,202	1,145	1,313	1,396	1,474	1,577	
	④	選択による入学を希望（9月末）	339	351	387	403	412	372	409	432	398	342	301	261	267	
	⑤	抽選によらず入学決定（9月末）	312	232	250	331	210	250	236	304	198	169	138	164	130	
	⑥	内 H25～ 兄弟優先廃止後経過措置枠	-										61	52	15	14
	⑦	抽選になった児童数（9月末）	27	119	137	72	202	122	173	128	200	173	163	97	137	
	⑧	抽選で入学決定した児童数（10月中旬）	18	31	57	45	103	49	97	50	8	46	27	9	8	
	⑨	内 兄弟優先枠 ～H25	17	29	27	19	48	33	43	29	43	-				
	⑩	抽選で補欠となった児童数（10月中旬）	9	88	80	27	99	73	76	78	192	127	136	88	129	
	⑪	補欠繰上り者数（1月末）	9	13	29	17	43	29	25	18	43	35	49	54	29	
	⑫	繰上がらなかった者数（1月末）	0	75	51	10	56	44	51	60	149	92	87	34	100	
	⑬	選択出来ない学校	-										2校	3校	5校	5校
	⑭	抽選校	2校	3校	4校	2校	6校	4校	5校	3校	6校	13校	13校	9校	11校	
	⑮	入学者数（4月1日現在）	1,257	1,352	1,398	1,380	1,386	1,316	1,299	1,305	1,295	1,396	1,408	1,456	1,580	

また、その特徴的な状況として、以下のことがあげられる。

- ・平成24年度新入学から小学校1年生の1学級の定員が40人から35人に見直されたことにより、各小学校の受け入れ可能人数は減少。**(各小学校の受け入れ可能数の減少)**
- ・新1年生児童数は増加傾向にあり、平成16年度と比べると平成28年度は331人の増加。学級数に換算すれば9.5学級増加した状況。**(新1年生児童数は大幅に増加)**
- ・平成24年度までは就学予定児童数の75%前後が通学区域内の学校を希望。平成25年度以降は85%前後が通学区域内の学校を希望。**(通学区域内の学校希望者の増加)**
- ・選択制希望者は平成19年度から平成24年度まで400人前後で推移。以後は、毎年減少。平成27・28年度は就学予定児童数の15%程度が利用しているが、ピークである平成23年度の60%程度。**(選択制希望者の減少)**
- ・抽選によらずに希望校に入学決定した児童は平成24年度以降40%～50%程度。(平成27年度を除く)**(抽選によらず希望校に入学決定した児童は希望者の半数程度)**
- ・平成24年度以降、抽選になった場合、70%～90%の児童が補欠(抽選に外れた)となる状況。**(抽選になった児童の70%～90%が補欠)**
- ・平成24年度以降、1月末日時点での補欠者のうち、繰り上がった児童は3割前後。約7割の児童は選択制度で学校を希望しながら、かなわなかった状況。**(補欠繰り上がりは3割、7割は希望かなわず)** 実数では、平成27年度を除き149人・92人・87人・100人が希望がかなわなかった状況。**(100人前後の希望がかなわず)**

2 「抽選校」・「選択できない学校」の状況の推移

「抽選校」・「選択できない学校」の状況の推移については、図表5に示すとおりである。

平成25年度2校だった「選択できない学校」は、平成28年度5校まで拡大し、小学校全29校中、半数を越える学校(15校～16校)が「選択できない学校」または「抽選校」となっており、選択の希望が叶いづらい状況となっている。**(過半数の学校が「選択できない学校」・「抽選校」となっている状況)**

図表5 「抽選校」・「選択できない学校」状況の推移

小学校	平成15年度 (平成16年度新入学)		平成20年度 (平成21年度新入学)		平成23年度 (平成24年度新入学)		平成24年度 (平成25年度新入学)	
	校数	校名	校数	校名	校数	校名	校数	校名
抽選校	2	余丁町小 花園小	4	市谷小 余丁町小 四谷小 西戸山小	6	津久戸小 市谷小 早稲田小 余丁町小 四谷小 西戸山小	13	津久戸小 愛日小 早稲田小 牛込仲之小 余丁町小 四谷第六小 戸山小 戸塚第一小 落合第一小 落合第三小 落合第四小 柏木小 西戸山小
選択出来ない学校	—	—	—	—	—	—	2	市谷小 四谷小

小学校	平成25年度 (平成26年度新入学)		平成26年度 (平成27年度新入学)		平成27年度 (平成28年度新入学)		平成28年度 (平成29年度新入学)	
	校数	校名	校数	校名	校数	校名	校数	校名
抽選校	13	津久戸小 愛日小 早稲田小 牛込仲之小 余丁町小 四谷第六小 戸山小 戸塚第一小 落合第三小 落合第四小 淀橋第四小 柏木小 西戸山小	9	津久戸小 愛日小 牛込仲之小 余丁町小 四谷第六小 戸山小 戸塚第一小 落合第四小 柏木小	11	津久戸小 愛日小 牛込仲之小 余丁町小 四谷第六小 戸山小 戸塚第一小 落合第二小 落合第三小 落合第四小 淀橋第四小	8	津久戸小 牛込仲之小 余丁町小 四谷第六小 戸山小 戸塚第一小 落合第三小 西新宿小
選択出来ない学校	3	市谷小 四谷小 落合第一小	5	市谷小 早稲田小 四谷小 落合第一小 西戸山小	5	市谷小 早稲田小 四谷小 落合第一小 西戸山小	8	市谷小 愛日小 早稲田小 四谷小 落合第一小 落合第四小 柏木小 西戸山小

3 新宿区地域別将来人口推計（6歳人口）

新宿区地域別将来人口推計（6歳人口）については、図表6に示すとおりである。

新宿区の設置する「自治創造研究所」が、平成26年10月1日を基準日に、将来の人口を推計しているが、そのうち平成32年度（2020年度）までの推計値を掲載した。地域毎のピークについては若干の時間差があるものの、各地区とも、人口が増える推計となっている。

平成27年度には実績値として1,859人であった小学校就学前の6歳人口は、平成32年度には2,173人までの増加が見込まれる状況にある。（今後も就学前人口は増加の傾向）

図表6 新宿区地域別将来人口推計（6歳人口）

中位推計(各年10月1日現在)		推計値→					実績値	
地域	主に含まれる各小学校学区	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2015年	
		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成27年	平成28年 入学者実数
新宿区		1,919	1,916	2,046	2,127	2,173	1,859	1,580
四谷地域	四谷、四谷第六、花園	209	205	205	216	245	225	
笹笥地域	津久戸、江戸川市谷、愛日	294	327	323	327	362	312	
榎地域	早稲田、鶴巻	175	186	214	217	236	162	
若松地域	牛込仲之、富久余丁町、東戸山	174	154	196	195	171	200	
大久保地域	大久保、天神戸山、西戸山	230	217	260	260	265	209	
戸塚地域	戸塚第一、戸塚第二戸塚第三	239	198	199	230	225	183	
落合第一地域	落合第一、落合第二落合第四	199	230	209	242	231	190	
落合第二地域	落合第三、落合第五落合第六	183	176	196	187	187	190	
柏木地域	淀橋第四、柏木	154	154	165	172	167	131	
角筈・区役所地域	西新宿	63	70	79	80	83	57	

※表中の推計値は小数点以下を四捨五入しているため、これらの合計値と新宿区の値が必ずしも一致しない。

4 小学校の「学校選択制度」における23区の状況

平成28年4月現在、小学校の「学校選択制度」における23区の状況は、図表7のとおりである。新宿区を含む13区で「学校選択制度」を実施しており、10区が実施していない状況にある。また、杉並区・葛飾区では、学校選択制度導入後の状況の変化を踏まえ、平成28年4月に制度を廃止した。**(13区で実施、2区が平成28年度から廃止)**

図表7 23区の学校選択制度の状況

実施している区	自由選択制	当該区内の全ての学校に選択を認めるもの	5区	墨田区、江東区、渋谷区、足立区、江戸川区
	ブロック選択制	当該区内をブロックに分け、そのブロック内の学校について選択を認める	1区	品川区
	隣接区域選択制	従来の通学区域は残したまま、隣接する区域内の学校について選択を認める	6区	港区、新宿区、目黒区、豊島区、荒川区、板橋区
	特認校制	従来の通学区域は残したまま、特定の学校は、通学区域に関係なく、当該区内のどこからでも、選択を認める	1区	中央区
	特定地域選択制	従来の通学区域は残したまま、特定地域に居住する者について、学校選択を認める	—	
実施していない区		—	8区	千代田区、文京区、台東区、大田区、世田谷区、中野区、北区、練馬区
実施していたが廃止した区		—	2区	杉並区、葛飾区

5 「学校選択制度」と「指定校変更制度」の流れ、「指定校変更基準」、「指定校変更制度」の利用状況の推移（新1年生）

小学校の「学校選択制度」の検討にあたって、「学校選択制度」と「指定校変更制度」の流れ、「指定校変更基準」と「指定校変更制度」の利用状況の推移（新1年生）についても確認を行った。その内容については、資料12-1、資料12-2、資料12-3のとおりである。

6 「子どもの安全・安心」の確保、地域との連携による学校づくり

「子どもの安全・安心」の確保、地域との連携による学校づくりとして、教育委員会、各小・中学校、PTA、町会・自治会、地区青少年育成委員会、警察署などの連携により、様々な取り組みが進められている。その取り組み内容について、資料13を参考として、確認を行った。

7 アンケートの集約結果

「小学校関係のアンケート集約結果（概要）」については資料6、「小学校関係のアンケートの主な自由意見」については資料8、小学校の「特色ある教育活動の推進」「開かれた学校づくり」については資料10-1、「小学校と関わりのある町会・自治会、青少年育成委員会の活動」については資料11のとおりである。

また、アンケート結果の特徴的な内容として、次の内容があげられる。

○どのような考え方で学校を選んだ（ぶ）か

「保護者（小1・未就学児）」、「小学校関係者（小学校長・副校長・担任）」をはじめとするすべての回答者のカテゴリで、回答内容は「通学区域の学校だから」「自宅からの距離が一番近い」「兄・姉が既に通学している」に集中。

○入学にあたり、学校選択制度を利用した（する）か

「通学区域の学校に入学した（したい）」と回答した「小1保護者」は88%（1,116件）、「未就学児保護者」は81%（153件）。「学校選択制度を利用した（したい）」とする「保護者（小1・未就学児）」は約8%～15%の状況。

○「学校選択制度」が導入されたことで保護者や地域にとって良かった点

すべての回答者のカテゴリで、回答内容は「保護者や児童自身が、学校を決める自由度が高まる」「保護者の学校への関心・興味が高まる」に集中。

○「学校選択制度」が導入されたことで、保護者や地域にとって課題となっている点

すべての回答者のカテゴリで、回答内容は「学校の規模の格差が増大する」、「通学時の安全性の確保が難しくなる」、「広い区域からの通学により、指導面や学校と家庭の連携に困難が生じる」が上位へ。また、「学校と地域との連携・つながりが減った」、「学校への風評・評価を意識して、学校の教育活動が制約されるようになる」との回答も共通。

○PTA活動・学校行事・地域活動への参加の状況

各回答者のカテゴリとも回答状況に大きな偏りや傾向はみられない。

○「指定校変更制度」のしくみを知っているか

「『指定校変更制度』の制度があることは知らなかった」、「『指定校変更制度』の制度は知っていたが、内容までは知らなかった」と回答した「保護者（小1・未就学児）」はともに8割を超える状況。

○最近の学校を巡る状況の中での学校選択制度のあり方

・「小1保護者」と「小学校PTA」は「選択制度は維持」が3割強。「選択制度と指定校変更との一本化」も同じく3割強であり、「指定校変更の周知徹底」の2割、「選択制度は必要なし」の1割とあわせると、制度の見直し（廃止）が7割であった。

・「未就学児保護者」や「幼稚園PTA」では、「選択制度は維持」が23%～30%程度。それ以外の選択肢（制度の見直し（廃止））が概ね7割程度を占めている状況にある。

・「小学校関係者（小学校長・副校長・担任・スクールコーディネーター）」、「保育園・子ども園・幼稚園長」は、「選択制度は必要なし」、「選択制度と指定校制度の一本化」、「指定校変更の周知徹底」を選択しており、選択制度の存続に否定的な状況。

・「町会・自治会長」、「青少年育成委員会長」とも「選択制度と指定校変更との一本化」・「選択制度は必要なし」との回答が6割を超える。

○自由意見

・「学校選択制度」の維持に「肯定的」な意見

「学校を選べる自由度が高まる」、「子供が増えてきているからだけの理由で選択制度をなくすのは疑問」、「自分の子供が該当となるとあえてこの年に制度を無くすことはして欲しくない」、「子どもの個性にあった学校で学ぶことができる」、「各学校が教育レベルを上げたり、雰囲気をよくする努力がされるなら大変好ましい」など

・「学校選択制度」の維持に「否定的」な意見

「広い地域からの登校は問題」、「児童の通学の安全性や学校の規模」、「地元住人の子どもが別の地域の学校へ行くことでの地元離れが心配」、「不確定な情報で、学校の児童数が大きく偏る」、「希望が叶う人とそうでない人という不平等」など

・「学校選択制度」維持に「肯定的」な意見であっても、心配事や課題があるとの認識。一方、「否定的」な意見であっても、全否定の意見ばかりではない。

8 小学校の「学校選択制度」の今後の方向性

(1) 協議会委員から出された主な意見

小学校の学校選択制度の今後の方向性の検討にあたって、協議会委員から出された主な意見は、次のとおりである。

○アンケート結果に対して

・小学校入学時は私立や国立等の選択をする方が少なく、その中で2～3割の方が学校選択の意思を持っているということは少なくない数字だと考える。小学生の親として、学校選択制度を維持してほしい。隣の学区域であれば子ども本人への負担はなく、自由度を残しておく意味では重要な制度であると思う。指定校変更制度は申立制度であり、できる人とできない人がいて、保護者にも負担感がある。

・現在の「学校選択制度」については、そもそも制度が利用できない保護者が多数いる状況にあり、問題があるしくみとなっている。アンケートでは「自由度が高まった」40%とあるが、「学校選択制度」と「指定校変更制度」を合わせても1割程度しか、制度の恩恵を被っていないことも読み取れる。多くの方が「自由度が高まった」と回答しているが、9割の方が地元の学校に通われている中で、自由度の高まりを回答したということも、どうなのかも思う。他の区の状況等も聞くが、子どもの人数が多い時代は暫く続くと考えられ、早目に手を打つことが大切と感じている。

・「学校選択制度」導入後も約9割の人は通学区域の学校に子どもを通わせている状況にある。学校を選択できるしくみが導入され、保護者の学校への関心は高まりつつも、結果的には、通学区域の学校に通わせている状況にある。これは、新宿区の教育が全体的に保護者の方にも受け入れられているものと受けとめている。こうした状況を踏まえ、「選択制度を利用した」8.7%の方や、おそらく選択制度が利用できなかったために指定校変更を利用したという3%の方たちが、どのように小学校を選ぶことができるのか検討していければよいと思う。

・15%の未就学児保護者の方が「選択をしたい」と希望しているが、それが必ずしも「指定校変更制度」で救えないようなものではなく、また、必要に迫られ学校を選びたいということなら、それにしっかり応えるしくみとしての「指定校変更制度」を検討すべきと考える。

- ・学校現場で直接指導する校長、副校長、学級担任等が、学校選択制度は無理なのではと考えており、制度が維持できないところまで来ている。育成会や町会、コーディネーターも同意見で、地域の子どもは地域で育てたい思いや、安全面を踏まえた意見であると思う。
- ・「特色ある教育活動の推進」「開かれた学校づくり」についてのアンケート結果からは、新宿の全ての学校でしっかりと実現できている状況が確認できる。「地域協働学校」の取り組みにより、学校と地域が一緒に話し合い、さらに、個性ある佇まいの学校ができていくことを願う。

○地域と小学校との関わり

- ・近年、地域の繋がりが希薄化したと感じることもあるが、「学校で学び、家庭で育ち、地域で成長する」という点が大事。また、平成29年度には、区内のすべての小・中学校が「地域協働学校」に指定される予定であり、学校と地域で子どもたちを支える流れがつかわれている。こうした状況も踏まえつつ、「学校選択制度」の検討を行っていく必要がある。
- ・小・中学校における子どもの発達段階・成長過程は大きく異なっている。小学生は地域から見守られている存在である一方、中学生は、見守られている存在から一歩踏み出して、地域との関わりの中で、地域への貢献・還元を教えていくことが重要。
- ・小さな子どもたちには近隣や地域の声かけがあり、見守られている。また、地域の学校に通うと、以前から繋がりのある先生や地域の方に見守られ、安心という話を聞く。
- ・学校に対する地域の方の思いは強い。学区再編成の際に、非常な困難を伴った経験から、学区の見直しの「線引き」は簡単に引けるものではない。

○学校の受け入れ人数の拡大

- ・少人数指導（算数等習熟度別指導）、学びの教室、放課後子どもひろばなど、様々な用途で小学校の教室が活用されている状況にある。また、児童数の増加にあわせて、増築する場合、既存の建物部分も含めて、建築基準法・消防法等の現行の法規制に適合させていかなければならない。現状の学校施設の増築による教室増は非常に困難な状況にある。こうしたことを前提として、「学校選択制度」や「指定校変更制度」の運用について議論する必要がある。

○区民にとっての公平性の確保

・社会の変化や教育環境の変化にあわせて、どのような制度であっても一定期間後に見直すことは大事である。「学校選択制度」についても、区民にとって、公平・平等なしくみとして考えていくことが大切である。

○児童の安全・安心

・東日本大震災を経験して、安全・安心の取り組みが着実に進んでいる。1年生の下校中に大震災が発生し、近所の人々の支えがあったことを学校の会で話すと、地域で子どもが下校する時間に近所を出歩いてみたり、犬の散歩をその時間帯にずらしてみたりなど町会を通じてやっていこうとなった。区、地域、学校等、各々取り組みを共有し、チーム新宿として繋がる大切さを感じている。また、地域協働学校がこの役割を担えるのではないかと期待している。更に、取り組みが進むよう、環境の整備をお願いしたい。

○指定校変更制度

・小学校では「指定校変更制度」の申請件数が、年々増えてきている状況にある。「選択できない学校」が増えてきていることや、抽選で補欠になり、かつ繰り上げにもならない子どもが増加していることと相関関係があると考えられる。

○今後の方向性

・学校選択制度を廃止するのであれば、保護者や区民が評価している自由度という部分を含め、「指定校変更制度」で代替できるような仕組みが提案できないか。

・子どもの安全面を第一に考えると学校選択制度で選ばれても厳しい状況はある。地域と家庭と学校が連携すべきと思うが、制度周知を含めて、指定校変更制度を見直し、事情がある方を極力救う方向を検討すべきである。

・子どもの状況等を考え、「指定校変更制度」で学校を変更出来る形を残せば、「学校選択制度」を無理に残す必要はない。学校の格差が開くことが子どもたちにとっていいことか考えてほしい。

(2) 今後の小学校の「学校選択制度」に対する考え方

小学校の「学校選択制度」に対する考え方を整理するにあたって、これまで述べてきた小学校の「学校選択制度」の利用状況、「抽選校」・「選択できない学校」状況の推移、新宿区地域別将来人口推計（6歳人口）、「子どもの安全・安心」の確保、地域との連携による学校づくりやアンケート結果などについて、その状況をあらためて整理すると次のとおりである。

・震災や防犯への対応をはじめとする「子どもの安全・安心」の確保の取り組みや、「地域協働学校」の全校展開をはじめとする地域との連携による学校づくりが進められている。また、就学前人口の増加や、「選択出来ない学校」や「抽選校」が増加し、制度導入から12年が経過して、区民の間で公平性の確保が難しい状況となっている。これらのことから、「地域の子どもは、地域で育てていく」ことを基本に「学校選択制度」を見直していく必要がある。

・少人数指導（算数等習熟度別指導）、学びの教室、放課後子どもひろばなど、様々な用途で小学校の教室が活用されている状況にある。また、児童数の増加にあわせて、増築する場合、既存の建物部分も含めて、建築基準法・消防法等の現行の法規制に適合させていかなければならない。現状の学校施設の増築による教室増は非常に困難であり、こうしたことを前提として、「学校選択制度」や「指定校変更制度」の運用について、考え方を整理していく必要がある。

・「指定校変更制度」については認知度が低く、周知に工夫していくことが必要である。

・アンケート結果では、「学校選択制度」を利用した、または利用したい意向をもつ方が8～15%おり、この方たちの意向を何らかのかたちで汲み取っていく方向を考えていく必要がある。

これらの状況を踏まえ、今後の小学校の「学校選択制度」に対する考え方については以下のとおりとする。

1 小学校での「学校選択制度」については、見直し（廃止）とする。その一方で、兄弟姉妹やいじめ等の特別な事情、家庭や子どもの状況を可能な限り汲み取るため、「指定校変更制度」の申請時期や要件の一部を緩和（追加）するとともに、十分な周知を行っていくこととする。

2 「指定校変更制度」については、次のとおり見直すこととする。

(1) 現行制度の入学決定時期を参考に、11月に「第1次入学者を決定するしくみ」、2月からの「第2次入学者を決定するしくみ」とする。第2次入学者については、国公立・私立等の確定後の就学予定児童数の状況の変化、各校のキャパシティの直近の動向を就学に反映し、決定する。

(2) 指定校変更基準については、基準に「特色ある教育活動」を加えるとともに、基準の内容をより明確化し、その理由により、S・A・B・Cのウエイト付けを行う。

指定校変更制度の新たな許可基準については図表8のとおりとする。

(3) 11月の「第1次入学者」の決定

①「第1次入学者」の決定にあたっては、「お知らせ」、「申請書」及び「第一次指定校変更ができる学校」のリストを配布・公開する。また、各校のキャパシティに対する通学区域内の新1年生の児童数から各校の「受入可能数」は確定する。

②審査会では、Sランクは、個別に審査し、A・B・Cのランクは、要件該当の可否のみの審査を行う。

③「受入可能数」の範囲内であれば、「入学予定者」として決定し、「受入可能数」を超えている場合は、 $S > A > B > C$ で「入学予定者」を決定する。また、同一ランクの場合には、抽選により決定する。(補欠の繰上げは、実施しない。)

(4) 2月からの「第2次入学者」の決定

①国公立・私立等の入学状況が判明した後の各校のキャパシティを踏まえ、1月からの申請受付を行う。

②各校のキャパシティに対する通学区域内の新1年生の児童数から、各校の「受入可能数」を確定する。

③審査会では、Sランクは個別に審査し、A・B・Cのランクは、要件該当の可否のみの審査を行う。

④「受入可能数」の範囲内であれば、「入学予定者」として決定し、「受入可能数」を超えている場合は、 $S > A > B > C$ で「入学予定者」を決定する。また、同一ランクの場合には、抽選により決定する。(補欠の繰上げは、実施しない。)申請から入学決定までの流れについては、図表9のとおりとする。

指定校変更の新たな許可基準

※ 現行基準

※ 新たな基準

項番	指定校変更許可基準	必要書類等	留意事項等
1	健康的理由により、指定された学校以外の学校に通学することが適切と認められる場合	医師の診断書等	通院等が条件
2	指定された学校へ入るよりも、それ以外の学校が距離的にはるかに近く、かつ通学上の安全が確保されると認められる場合		
3	家を建築中であり、建築完成が間近で入居することが確実な場合（家・マンション等の購入を含む）	(1) 転居先住所の記載された売買契約書、賃貸借契約書等の写し (2) 左記事業等に該当していることを証明するもの	
4	区画整理事業・河川改修事業・都営住宅改築事業・都市再開発計画事業等の公共事業施行に伴う一時立退きの場合	左記事業等に該当していることを証明するもの	
5	共働き家庭等で、下校後の一時帰宅先が新宿区内の保護者の店舗等で、そこが指定された学校以外の学校の通学区域にある場合	近親者等の預かり同意書、保護者の就労、営業、について、状況を確認できるもの	
6	学年途中で転居し、継続して通学することが教育上適切と認める場合（高学年児童・生徒に対する配慮）		
7	兄弟姉妹が指定外の学校へ就学している場合		
8	児童・生徒がいじめ等により、通学(就学)が困難な場合		
9	その他特に認められる事情のある場合		

新規

項番		指定校変更許可基準	必要書類等	留意事項等	ランク
1	健康的理由	健康的理由により、 <u>指定外の学校に通学することが教育上適切と客観的に判断できる場合</u> ※文言整理	医師の診断書等	通院等が条件	S
2	距離が近い	<u>指定校への道のりと、指定外の学校への道のりに原則「2倍以上」差があり、指定校への通学に支障があると客観的に判断できる場合</u> ※文言整理			A
3	転居確実	(1) 家を建築中で、建築完成が間近の場合等や、(2) <u>市街地再開発事業、道路拡幅事業、都営住宅改築事業、区画整理事業、河川改修事業等の公共事業施行に伴う一時立退きの場合で、指定外の学校の通学区域の住居への入居予定が間近（1年以内）の場合</u> ※文言整理	(1) 転居先住所の記載された売買契約書、賃貸借契約書等の写し (2) 左記事業等に該当していることを証明するもの		S
4		削除 ※新基準では、旧基準3、4の内容を「 <u>新基準3</u> 」にまとめるため			
5	一時帰宅先有	共働き家庭等で、下校後の一時帰宅先が新宿区内の保護者の(1)近親者宅(三親等まで)または(2) <u>職場(児童を預かるスペースが確保され、随時対応できる)</u> で、そこが指定外の学校の通学区域にある場合 ※文言整理	(1) 近親者等の預かり同意書 (2) <u>保護者の就労、営業、預かりスペースの有無について、状況を確認できるもの</u>		B
6	※在学生のみのみ	転居後も引き続き、現在通学している学校に通いたい希望があり、人数・通学の安全・学校状況を鑑み、学校の意見を聞いた上で、継続して通学することが教育上適切と客観的に判断できる場合 【許可期間(1)低学年：(原則として)学期末まで(2)中学年：(原則として)学年末まで(3)高学年：(原則として)卒業まで】 ※文言整理			
7	兄弟姉妹	兄弟姉妹が指定外の学校へ就学している場合			S
8	いじめ	「児童がいじめ等により、通学(就学)が困難な事情」について配慮することが教育上適切と客観的に判断できる場合 ※文言整理	書類がない場合、関係者への聞き取り等を行う	事実関係精査	S
9	※新入学時のみ	特色ある教育活動等への関心が高く、指定外の学校への通学を希望する強い動機があると客観的に判断できる場合 ※新設	希望する学校の校風・教育活動等に関する希望動機を記入(作文形式)		C
10	その他	その他「 <u>子どもの特性</u> 」や「 <u>指定校に通うことができない事情</u> 」について配慮することが教育上適切と客観的に判断できる場合 ※新設			

VI 中学校の「学校選択制度」の検討

中学校の「学校選択制度」の検討にあたっては、小学校同様、協議会として、次の内容を確認し、具体的な検討を行った。

- ①中学校の「学校選択制度」の利用状況の推移
- ②「抽選校」の状況の推移
- ③新宿区地域別将来人口推計（12歳人口）
- ④中学校の「学校選択制度」における23区の状況
- ⑤「学校選択制度」と「指定校変更制度」の流れ、「指定校変更基準」、「指定校変更制度」の利用状況の推移（新1年生）
- ⑥「子どもの安全・安心」の確保、地域との連携による学校づくり
- ⑦アンケートの集約結果

1 中学校の「学校選択制度」の利用状況

平成16年度の「学校選択制度」導入以降、「学校選択制度」の利用状況については、図表10に示すように推移している。

図表10 中学校の「学校選択制度」の利用状況の推移

学校	項目	16年度 新入学	17年度 新入学	18年度 新入学	19年度 新入学	20年度 新入学	21年度 新入学	22年度 新入学	23年度 新入学	24年度 新入学	25年度 新入学	26年度 新入学	27年度 新入学	28年度 新入学		
中学校	① 受入可能数	1,680	1,480	1,480	1,480	1,520	1,480	1,480	1,360	1,360	1,360	1,320	1,320	1,320		
	② 就学予定生徒数（9月初旬）	1,558	1,480	1,629	1,617	1,534	1,475	1,458	1,569	1,552	1,541	1,557	1,517	1,528		
	③ 選択を希望せず（10月末）	1,268	1,161	1,282	1,250	1,106	1,100	997	1,168	1,179	1,188	1,185	1,191	1,244		
	④ 選択による入学を希望（10月末）	290	319	347	367	428	375	461	401	373	353	372	326	284		
	⑤ 抽選によらず入学決定（10月末）	290	246	270	247	428	308	365	160	171	183	202	139	164		
	⑥ 内 H25～兄弟優先廃止後経過措置枠	-											13	13	16	8
	⑦ 抽選になった生徒数（10月末）	0	73	77	120	0	67	96	241	202	170	170	187	120		
	⑧ 抽選で入学決定した生徒数（11月中旬）	0	25	33	45	0	41	72	111	110	77	94	87	52		
	⑨ 内 兄弟優先枠 ～H25	0	2	12	5	0	9	4	14	11	-					
	⑩ 抽選で補欠となった生徒数（11月中旬）	0	48	44	75	0	26	24	130	92	93	76	100	68		
	⑪ 補欠繰上り者数（2月中旬）	0	19	28	54	0	13	14	35	25	24	17	59	32		
	⑫ 繰上らなかった者数（2月中旬）	0	29	16	21	0	13	10	95	67	69	59	41	36		
	⑬ 抽選校	-	1校	2校	2校	-	1校	1校	3校	3校	3校	3校	4校	3校		
	⑭ 入学者数（4月1日現在）	973	909	956	975	954	885	864	963	963	888	931	909	853		

また、その特徴的な状況として、以下のことがあげられる。

- ・平成16年度以降、就学予定生徒数は1,450人～1,620人程度で推移。現段階では、小学校のように毎年増加する状況は見られない。**(新1年生生徒数は毎年増加する状況ではない)**
- ・平成16年度以降、就学予定生徒数の75%～80%前後が通学区域内の学校を希望。
(22年度の68%を除く) **(通学区域内の学校希望は75%～80%前後)**
- ・選択制希望者は300人～400人の間で推移。平成22年度をピークに減少し、平成27・28年度は就学予定生徒数の20%程度が利用。**(選択制希望者は減少)**
- ・抽選によらずに希望校に入学決定した生徒は平成24年度以降40%～50%台で推移
- ・抽選になった生徒は平成24年度以降40%～50%台で推移**(抽選によらず希望校に入学決定した生徒は希望者の半分程度)**
- ・平成24年度以降、選択校を希望しながら、約半数の生徒が補欠(抽選に外れた)となる状況**(抽選になった生徒の約半分が補欠)**
- ・平成24年度から平成26年度は、2月中旬時点での補欠者のうち、繰り上がった生徒は25%前後。平成27・28年度は50%前後の状況。**(補欠繰り上がりは約半数)**
- ・選択希望者全体との関係では、平成24年度から平成26年度は60人程度が、平成27・28年度は40人程度が希望がかなわなかった状況。
(約40人程度が希望がかなわず)
- ・「抽選校」は、毎年3校程度で推移し、特定の中学校で発生している状況。
(上記選択制度の状況は特定の学校で発生)

2 「抽選校」の状況の推移

「抽選校」の推移については、図表11に示すとおりである。

小学校新1年生や未就学児の増加傾向が続いている小学校とは異なり、中学校新1年生の生徒数は、小学校のように毎年増加する状況は見られていない。そのため、「選択できない学校」はなく、学校選択の希望が集中した特定の学校(3校程度)が「抽選校」となっている状況である。

図表 1 1 「抽選校」の状況の推移

中学校	平成 1 5 年度 (平成 1 6 年度新入学)		平成 2 0 年度 (平成 2 1 年度新入学)		平成 2 3 年度 (平成 2 4 年度新入学)		平成 2 4 年度 (平成 2 5 年度新入学)	
	校数	校名	校数	校名	校数	校名	校数	校名
抽選校	—	—	1	牛込第一中	3	牛込第一中 牛込第三中 新宿西戸山中	3	牛込第一中 落 合 中 新宿西戸山中
選択出来ない学校	—	—	—	—	—	—	—	—

中学校	平成 2 5 年度 (平成 2 6 年度新入学)		平成 2 6 年度 (平成 2 7 年度新入学)		平成 2 7 年度 (平成 2 8 年度新入学)		平成 2 8 年度 (平成 2 9 年度新入学)	
	校数	校名	校数	校名	校数	校名	校数	校名
抽選校	3	牛込第一中 西早稲田中 新宿西戸山中	4	牛込第一中 西早稲田中 落 合 中 新宿西戸山中	3	牛込第一中 西早稲田中 新宿西戸山中	2	西早稲田中 新宿西戸山中
選択出来ない学校	—	—	—	—	—	—	—	—

3 新宿区地域別将来人口推計（12歳人口）

新宿区地域別将来人口推計（12歳人口）については、図表 1 2 に示すとおりである。

新宿区の設置する「自治創造研究所」が、平成 2 6 年 1 0 月 1 日を基準日に、将来の人口を推計しているが、そのうち平成 3 2 年度（2 0 2 0 年度）までの推計値を掲載した。

平成 2 7 年度には実績値として 1, 6 4 4 人であった中学校就学前の 1 2 歳人口は、平成

32年度には1,690人といった状況であり、地域別にみても現在と大きくことなる状況にはない。しかしながら、図表6・10頁のとおり、6歳人口は大きく増加することが予測されており、当面大きな影響はないものの、人口動態については注視していく必要がある。

図表12 新宿区地域別将来人口推計（12歳人口）

中位推計(各年10月1日現在)		推計値→					実績値	
地域	主に含まれる各中学校学区	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2015年	
		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成27年	平成28年 入学者実数
新宿区		1,571	1,600	1,626	1,628	1,690	1,644	853
四谷地域	四谷	162	163	171	191	175	175	
単筈地域	牛込第一、牛込第三	201	217	208	212	226	236	
榎地域	牛込第二	149	159	171	145	174	136	
若松地域	新宿	172	181	170	166	150	197	
大久保地域	西早稲田、(新宿)	197	188	219	195	227	208	
戸塚地域	(西早稲田)、新宿西戸山	178	205	181	213	214	187	
落合第一地域	落合	175	188	183	169	190	186	
落合第二地域	落合第二	181	149	156	172	151	151	
柏木地域	西新宿	107	107	119	116	123	123	
角筈・区役所地域	(西新宿)	47	43	48	48	59	45	

※表中の推計値は小数点以下を四捨五入しているため、これらの合計値と新宿区の値が必ずしも一致しない。

4 中学校の「学校選択制度」における23区の状況

平成28年4月現在、中学校の「学校選択制度」における23区の状況は、図表13のとおりである。新宿区を含む17区で「学校選択制度」を実施しており、6区が実施していない状況にある。また、杉並区・葛飾区では、学校選択制度導入後の状況の変化を踏まえ、平成28年4月に小学校の「学校選択制度」とあわせて中学校の「学校選択制度」も廃止した。（17区で実施、2区が平成28年度から廃止）

図表13 23区の学校選択制度の状況

実施している区	自由選択制	当該区内の全ての学校に選択を認めるもの	15区	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、渋谷区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、江戸川区
	ブロック選択制	当該区内をブロックに分け、そのブロック内の学校について選択を認める	—	
	隣接区域選択制	従来の通学区域は残したまま、隣接する区域内の学校について選択を認める	2区	目黒区、豊島区
	特認校制	従来の通学区域は残したまま、特定の学校は、通学区域に関係なく、当該区内のどこからでも、選択を認める	—	
	特定地域選択制	従来の通学区域は残したまま、特定地域に居住する者について、学校選択を認める	—	
実施していない区	—	—	4区	大田区、世田谷区、中野区、北区
実施していたが廃止した区	—	—	2区	杉並区、葛飾区

5 「学校選択制度」と「指定校変更制度」の流れ、「指定校変更基準」、「指定校変更制度」の利用状況の推移（新一年生）

中学校の「学校選択制度」の検討にあたって、「学校選択制度」と「指定校変更制度」の流れ、「指定校変更基準」、「指定校変更制度」の利用状況の推移（新一年生）についても確認を行った。その内容については、資料12-1、資料12-2、資料12-3のとおりである。

6 「子どもの安全・安心」の確保、地域との連携による学校づくり

「子どもの安全・安心」の確保、地域との連携による学校づくりとして、教育委員会、各小中学校、PTA、町会・自治会、地区青少年育成委員会、警察署などの連携により、様々な取り組みが進められている。中学校についても、資料13を参考として、その取り組み内容の確認を行った。

7 アンケートの集約結果

「中学校関係のアンケート集約結果（概要）」については資料7、「中学校関係のアンケートの主な自由意見」については資料9、中学校の「特色ある教育活動の推進」「開かれた学校づくり」については資料10-2、「中学校と関わりのある町会・自治会、青少年育成委員会の活動」については資料11のとおりである。

また、アンケート結果の特徴的な状況として、次の内容があげられる。

○どのような考え方で学校を選んだ（ぶ）か

「保護者（中1・中3・小6）」、「中学校関係者（中学校長・副校長・担任）」をはじめとするすべての回答者のカテゴリで、回答内容は「通学区域の学校だから」「自宅からの距離が一番近い」「兄・姉が既に通学している」「学校の校風・伝統に魅力を感じた」に集中。また、中学校の特色として「部活動の状況、制服のデザイン」に一定の支持あり。

○入学にあたり、学校選択制度を利用した（する）か

・「通学区域の学校に入学した（したい）」と回答した「中1保護者」は81%（563件）、「中3生徒」は84%（277件）、「中3保護者」は84%（241件）と8割を上回っている状況。また、「小6保護者」については54%（267件）であり、「その他」が24%（118件）と続いている状況。

・「学校選択制度を利用した（したい）」とする「保護者（中1・中3）・中3生徒」は約13%～16%、「小6保護者」は約18%の状況。

○「学校選択制度」が導入されたことで保護者や地域にとって良かった点

すべての回答者のカテゴリで、回答内容は「保護者や生徒自身が、学校を決める自由度が高まる」「保護者の学校への関心・興味が高まる」に集中し、小学校と同じ状況。また、「中3生徒」は「生徒自身の学校への愛着が高まった」にも回答。

○「学校選択制度」が導入されたことで、保護者や地域にとって課題となっている点

すべての回答者のカテゴリで、回答内容は「学校の規模の格差が増大する」、「通学時の安全性の確保が難しくなる」、「広い区域の生徒が通学するため、生徒の指導面や、学校と家庭の連携に困難が生じる」が上位へ。

○PTA活動・学校行事・地域活動への参加の状況

各回答者のカテゴリとも回答状況に大きな偏りや傾向はみられない。

○「指定校変更制度」のしくみを知っているか

「保護者（中1・中3・小6）」の約半数（40%～50%）が『指定校変更制度』の制度があることは知らなかった」と回答。『指定校変更制度』の制度は知っていたが、内容までは知らなかった」との回答とあわせると7割を超える状況。

○最近の学校を巡る状況の中での学校選択制度のあり方

・「各保護者（中1・中3・小6）」とも5割近く（45%～48%）が「選択制度は維持」と回答。「中学校PTA」も同じく5割近く（47%）が「選択制度は維持」と回答。中学3年生については7割近く（68%）が「選択制度は維持」と回答。

・一方、「中学校長・副校長」の半数、「中学校担任」の1/3が「選択制度は必要なし」と制度の存続には否定的。また、「町会・自治会長」の37%、「育成会長」の50%が「選択制度と指定校変更との一本化」と回答しており、回答者のカテゴリによって、今後の学校選択制度についての回答は大きく異なる。

○自由意見

・「学校選択制度」の維持に「肯定的」な意見

「学校の雰囲気や校風・教育方針には共感出来る部分が必要」、「やりたい部活の有無で、学校を選びたい」、「全ての子どもは、自分で学びたい・通いたい学校を自分で選択することの出来る権利がある」、「子ども本人が自分で学校を選べることは学校に対する愛着や意欲につながる」、「人間関係が複雑になるので、学区内の中学にどうしても行かせたくない」など

・「学校選択制度」の維持に「否定的」な意見

「通学時の安全性の確保、学校・家庭間の連携など課題」、「学校の格差が生まれる」、「『噂』での学校批判により、学区域外の学校を選択する」、「地域で地域の子どもたちを育てる」、「ハード面で学校の良し悪しが決まってしまう傾向があるので、総合的に公平に感じるような工夫」など

・「学校選択制度」の維持に「肯定的」な意見であっても、心配事や課題があるとの認識。一方、「否定的」な意見であっても、全否定の意見ばかりではない。

8 中学校の「学校選択制度」の今後の方向性

(1) 協議会委員から出された主な意見

中学校の学校選択制度の今後の方向性の検討にあたって、協議会委員から出された主な意見は、次のとおりである。

○アンケート結果に対して

・中学校では、「保護者（中1・中3・小6）」、「PTA」とも5割近くが「選択制度は維持」と回答しており、中学3年生については7割近くが「選択制度は維持」と回答している状況にある。小学校とは大きく状況が異なっており、小学校と同じ結論はなじまない。

・「特色ある教育活動の推進」「開かれた学校づくり」についてのアンケート結果からは、新宿の全ての学校でしっかりと実現できている状況が確認できる。「地域協働学校」の取り組みにより、学校と地域が一緒に話し合い、さらに、個性ある佇まいの学校ができていくことを願う。

○地域と中学校との関わり

・近年、地域の繋がりが希薄化したと感じることもあるが、「学校で学び、家庭で育ち、地域で成長する」という点が大事。また、平成29年度には、区内のすべての小・中学校が「地域協働学校」に指定される予定であり、学校と地域で子どもたちを支える流れがつかわれている。こうした状況も踏まえつつ、「学校選択制度」の検討を行っていく必要がある。

・地域で子どもを育てるという理念は小学校も中学校も同じであり、こうした点に立てば、中学校も今と同じ「学校選択制度」でなくてもよいのではないか。

・小・中学校における子どもの発達段階・成長過程は大きく異なっている。小学生は地域の中で見守られる存在であり、中学生は、見守られている存在から一歩踏み出して、地域との関わりの中で、地域への貢献・還元を教えていくことが重要。

・「学校選択制度」と「中学生と地域との防災訓練」を考えた場合、安全・安心といった点から、中学生は地域の学校に通うべきという考え方もあるかもしれないが、地域防災の担い手として、自ら選択した中学校で体験したことが地域の中で活かせることもある。

・学校に対する地域の方の思いは強い。学校統廃合の議論の際に、非常に困難を伴った経験から、学区域の見直しの「線引き」は簡単に引けるものではない。

○区民にとっての公平性の確保

・社会や教育環境の変化にあわせて、どのような制度であっても一定期間後に見直すことは大事である。「学校選択制度」についても、区民にとって、公平・平等なしくみとして考えていくことが大切である。

○指定校変更制度

・中学校の「指定校変更制度」の基準も、今回の検討にあわせて見直すべき。特に、「部活動」についての基準を設けたり、「一時帰宅先」については見直しをしていくことも必要ではないか。

○今後の方向性

・中学校では、「保護者（中1・中3・小6）」、「PTA」とも5割近くが「選択制度は維持」と回答しており、中学3年生については7割近く「選択制度は維持」と回答している状況にある。特定の学校が「抽選校」という状況も、小学校とは大きく状況が異なっている。

そのため、小学校と同じ結論はなじまない。

・「学校選択制度」や「指定校変更制度」は子どもたちが幸せに学ぶこと念頭に制度設計すべきものである。中学生が部活動に取り組みたいという希望をかなえていきたい。

・小学校と中学校は必ずしも学区域が一致していない。友人関係の継続から学区域外の中学校に就学できるしくみが必要である。

・中学校は小学校と異なり、部活動という中学校ならではの独自の状況もある。一番多感な時期に充実した学校生活を送るためにも、また、人間形成の大事な時期として、学校の選択にあたっての「部活動」の位置づけをしっかりと考えて、今後の方向性を検討していく必要がある。

・新宿区の特徴として、中学校への進学にあたって、一定数が国立・私立に進学している状況もあり、小学校と異なり、新入学者の増加傾向もはっきりと表れてはいない。「抽選校」も特定の学校だけという状況であり、当面、現在の「学校選択制度」を維持していくことが望ましい。

・小学校での児童数の増加傾向は6年後には中学校にも影響が出てくるのではないかと。今回、中学校で「学校選択制度」を引き続き、「維持」と結論づけたとしても、今後の人口動態や社会状況によっては、再度、見直しをしていくことが必要である。

(2) 今後の中学校の「学校選択制度」に対する考え方

中学校の「学校選択制度」に対する考え方を整理するにあたって、これまで述べてきた中学校の「学校選択制度」の利用状況、「抽選校」の状況の推移、新宿区地域別将来人口推計（12歳人口）、「子どもの安全・安心」の確保、地域との連携による学校づくりやアンケート結果などについて、その状況をあらためて整理すると次のとおりである。

- ・中学校では、「保護者（中1・中3・小6）」、「PTA」とも5割近くが「選択制度は維持」と回答しており、中学3年生については7割近くが「選択制度は維持」と回答しており、小学校とは大きく異なる状況にある。
- ・子どもの発達段階・成長段階からは、「生徒の主体性」「自分で選ぶ力」を尊重することも大切である。また、地域に見守られる存在であるとともに、地域の担い手として中学生を捉えていくことも必要である。
- ・小学校と異なる状況として、中学校では「部活動」がある。各中学校の「部活動」の内容等が異なる中で、中学生が主体的に「部活動」を選べる状況をつくっておくことが必要である。
- ・小学校の友人関係が、引き続き継続できる就学のしくみを確保していくことが望ましい。
- ・震災や防犯への対応として「子どもの安全・安心」の確保の取り組みや、「地域協働学校」の全校展開をはじめとする地域との連携による学校づくりが小学校同様、中学校でも進められている。こうしたことから、小学校と見直し内容を合わせるといった考え方もある一方、部活動や友人関係の継続といった中学校ならではの事情も考慮し、見直しの考え方は整理する必要がある。また、「学校選択制度」と「中学生と地域との防災訓練」を考えた場合、安全・安心といった点から、中学生は地域の学校に通うべきという考え方もあるものの、地域防災の担い手として、自ら選択した中学校で体験したことが地域の中で活かせることもある。
- ・新宿区の特徴として、中学校への進学にあたって、一定数が国立・私立に進学している状況もあり、小学校と異なり、新入学者の増加傾向もはっきりと表れてはいない。「抽選校」も特定の学校だけという状況であり、当面、現在の「学校選択制度」を維持していくことが望ましい。

・中学校の「指定校変更制度」の基準も、今回の検討にあわせて見直すべき。特に、「部活動」についての基準を設けたり、「一時帰宅先」については見直しをしていくことも必要ではないか。

・「指定校変更制度」については認知度が低く、周知に工夫していくことが必要である。

・小学校での児童数の増加傾向は6年後には中学校にも影響が出てくるのではないか。今回、中学校で「学校選択制度」を引き続き、「維持」として結論づけたとしても、今後の人口動態や社会状況によっては、再度、見直しをしていくことが必要である。

これらの状況を踏まえ、今後の中学校の「学校選択制度」に対する考え方については以下のとおりとする。

- 1 中学校の「学校選択制度」については、現行の「学校選択制度」を「維持」することとする。ただし、今後、生徒数や人口動態、社会状況等に変動があった場合、再度、見直しを行っていくことが必要である。
- 2 「指定校変更制度」については、指定校変更基準を次のとおり、見直し、保護者に対して、十分な周知を行っていくこととする。
 - (1) 指定校変更基準については、基準に「部活動」を加え、「一時帰宅先」を削除する。また、基準の内容をより明確化し、その理由により、S・A・B・Cのウエイト付けを行う。指定校変更制度の新たな許可基準については図表14のとおりとする。
 - (2) 入学決定は以下のとおりとする。
 - ① 国公立・私立等の入学状況が判明した後の各校のキャパシティを踏まえ、2月からの申請受付を行う。
 - ② 各校のキャパシティに対する通学区域内の新1年生の生徒数から、各校の「受入可能数」を確定する。
 - ③ 審査会では、Sランクは個別に審査し、A・B・Cのランクは、要件該当の可否のみの審査を行う。
 - ④ 「受入可能数」の範囲内であれば、「入学予定者」として決定し、「受入可能数」を超えている場合は、 $S > A > B > C$ で「入学予定者」を決定する。また、同一ランクの場合には、抽選により決定する。申請から入学決定までの流れについては、図表15のとおりとする。

指定校変更の新たな許可基準

※ 現行基準

※ 新たな基準

項番	指定校変更許可基準	必要書類等	留意事項等
1	健康的理由により、指定された学校以外の学校に通学することが適切と認められる場合	医師の診断書等	通院等が条件
2	指定された学校へ入るよりも、それ以外の学校が距離的にはるかに近く、かつ通学上の安全が確保されると認められる場合		
3	家を建築中であり、建築完成が間近で入居することが確実な場合（家・マンション等の購入を含む）	(1) 転居先住所の記載された売買契約書、賃貸借契約書等の写し (2) 左記事業等に該当していることを証明するもの	
4	区画整理事業・河川改修事業・都営住宅改築事業・都市再開発計画事業等の公共事業施行に伴う一時立退きの場合	左記事業等に該当していることを証明するもの	
5	共働き家庭等で、下校後の一時帰宅先が新宿区内の保護者の店舗等で、そこが指定された学校以外の学校の通学区域にある場合	近親者等の預かり同意書、保護者の就労、営業、について、状況を確認できるもの	
6	学年途中で転居し、継続して通学することが教育上適当と認める場合（高学年児童・生徒に対する配慮）		
7	兄弟姉妹が指定外の学校へ就学している場合		
8	児童・生徒がいじめ等により、通学(就学)が困難な場合		
9	その他特に認められる事情のある場合		

項番	指定校変更許可基準	必要書類等	留意事項等	ランク
1	健康的理由 健康的理由により、 <u>指定外の学校</u> に通学することが教育上適当と客観的に判断できる場合 ※文言整理	医師の診断書等	通院等が条件	<u>S</u>
2	距離が近い <u>指定校への道のりと、指定外の学校への道のりに原則「2倍以上」差があり、指定校への通学に支障があると客観的に判断できる場合</u> ※文言整理			<u>A</u>
3	転居確実 (1)家を建築中で、建築完成が間近の場合等や、 <u>(2)市街地再開発事業、道路拡幅事業、都営住宅改築事業、区画整理事業、河川改修事業等の公共事業施行に伴う一時立退きの場合で、指定外の学校の通学区域の住居への入居予定が間近(1年以内)の場合</u> ※文言整理	(1) 転居先住所の記載された売買契約書、賃貸借契約書等の写し (2) 左記事業等に該当していることを証明するもの		<u>S</u>
4	削除 ※新基準では、旧基準 3、4 の内容を「新基準 3」にまとめるため			
5	削除 ※小学校と中学校の状況の違いを考慮のうえ廃止			
6 ※在学生のみのみ	転居後の継続 転居後も引き続き、現在通学している学校に通いたい希望があり、人数・通学の安全・学校状況を鑑み、学校の意見を聞いた上で、継続して通学することが教育上適当と客観的に判断できる場合【許可期間：(原則として)卒業まで】 ※文言整理			
7	兄弟姉妹 兄弟姉妹が指定外の学校へ就学している場合			<u>S</u>
8	いじめ 「生徒がいじめ等により、通学(就学)が困難な事情」について配慮することが教育上適当と客観的に判断できる場合 ※文言整理	書類がない場合、関係者への聞き取り等を行う	事実関係精査	<u>S</u>
9	部活動 生徒が希望する部活動が指定校にない等、部活動に特別な配慮を要する具体的な事由があると客観的に判断できる場合 ※新設	希望する部活等に関わる競技実績等	入部の確実性が条件	<u>B</u>
10	その他 その他「子どもの特性」や「指定校に通うことができない事情」について配慮することが教育上適当と客観的に判断できる場合 ※新設			

新規

図表15 申請～入学決定の流れ

